

施策名：国際の平和と安定に対する取組

個別分野2：日本の安全保障に係る基本的な外交政策

中期目標

- 1 インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。
- 2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。
- 3 二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への関与を拡大する。
- 4 二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて、サイバー空間における法の支配の推進や信頼醸成措置の推進等の取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。
- 5 我が国を取り巻く安全保障環境が急速に変化しており、従来の安全保障と経済を横断する領域で国家間の競争が激化する等、近年安全保障の裾野が経済、重要・新興技術分野に急速に拡大している。我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、国際社会や主要国の関連の動向も見極めた上で我が国自身が主導的に取り組んでいく必要があり、その上で、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同盟国・同志国とも戦略的に連携していく必要がある。そのような観点から、同盟国たる米国との緊密な協力を進めつつ、経済安全保障という新たな政策領域においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。
- 6 我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与する観点から有意義な政府安全保障能力強化支援（OSA）の案件を形成・実施する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

二国間や多国間の対話・会合を通じた地域安全保障の促進及び日米豪印の取組推進

- 二国間の安全保障対話として、2+2会合や外務・防衛当局間協議等を多数開催し、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層深化した。
- ミュンヘン安全保障会議等、トラック1.5及びトラック2の国際会議も含め多数参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進や、地域における協力促進、信頼醸成に取り組んだ。
- 日米豪印については、継続的な会合の開催を続け、年々様々な分野へと取組を広げて、実践的な協力を推進した。（[詳細](#)）
- 上記の取組を通じて、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産の安全の実現に貢献した。

今後の方向性

- これまでの成果をもとに、引き続き下記の取組を推進する。
- 二国間の安全保障対話として、各国と外務・防衛当局間（PM）協議等を開催し、活発に意見交換を行い、信頼醸成を更に促進するとともに、協力を一層強化する。
 - ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議（シャングリラ・ダイアログ）、アジア太平洋安全保障協力会議（CSCAP）、北東アジア協力対話（NEACD）等の安全保障や防衛分野のトラック1.5及びトラック2の国際会議に参加し、日本の安全保障に対する各国の理解促進を図るとともに、地域における協力促進や信頼醸成に取り組む。
 - 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、日米豪印による様々な分野での実践的な協力を引き続き推進していく。

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海上交通の安全確保

- ジブチ地域訓練センター（DRTC）を活用した周辺国への海上保安能力向上支援、違法海賊等の事案数は低水準に抑制され、0～1件で推移。
- 海上活動コンタクト・グループ会合（CGIMA）への参加による関係国との協調。（海賊対処レポート（内閣官房）（[詳細](#)））
- アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）への事務局長派遣（3年度末まで）、能力構築支援事業への財政貢献。深刻な事案の発生は2021年以降発生していない（[詳細](#)）。
- ARF関連会合における海洋における法の支配の重要性の発信、知見の共有。

- 国際社会の取組により事案発生は抑制されているものの、2023年末以降のソマリア沖・アデン湾周辺海域の情勢悪化を踏まえ、海賊対処行動の安全かつ円滑な実施のため、国際会議への参加を含め、国内外との連携及び情報収集を継続する。
- 深刻な事案は抑制されているものの、軽微な事案が発生しているため、ReCAAPの活動の効率化や合理化を図りつつ、支援を継続し、アジア地域での海賊等事案の抑制につなげる。
- ARF関連会合等の国際会議で法の支配の重要性を積極的に発信し、国際社会の取組に貢献する。

北極をめぐる国際秩序形成への参画

- 北極評議会、北極サークル、北極シンポジウム、北極フロンティアを始めとする関連国際会議やマージンで行われた個別協議や二国間会談において、我が国の北極政策を発信し、我が国の知見に対する国際社会の関心が示された。法の支配の重要性を働きかけ、各国から情報収集を行い、我が国の政策立案や判断に役立てた。（[詳細](#)）

- 我が国の強みである科学技術に対する国際社会の関心が示されているため、北極域研究船の国際研究プラットフォームとしての活用を含めた国際協力を更に推進。
- 引き続き北極関連の国際会議において、我が国の北極政策を発信しつつ、北極情勢や関係国の北極政策の情報収集に取り組む。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出するためのサイバー外交の推進

- サイバー攻撃抑止のため、同盟国・同志国と連携し、サイバー攻撃の主体に対する非難や懸念を公に表明することにより、攻撃者の将来の活動コストを高める取組を行った。
- 2021年から2025年の会期で国連に設置されたオープン・エンド作業部会をはじめとする議論への積極的な参加等を通じて、国際法がサイバー行動にどのように適用されるのかに関する国際的な共通認識深化に貢献しているとともに、令和3年に、最も重要かつ基本的な事項に関する現時点の立場を表明した。[（詳細）](#)
- 令和3年より、世界銀行「サイバーセキュリティ・マルチドナー信託基金」への拠出、日ASEANサイバーセキュリティ能力構築支援センター（AJCCBC）へのJICAによる技術協カプロジェクトの実施、JICA課題別研修等を通じて、途上国のサイバーセキュリティ分野での能力構築支援を実施した。
- のべ10か国・機関以上との間で行っているサイバー協議、G7や日米豪印、CRI等における議論に積極的に貢献し、政策調整、情報収集・共有、信頼醸成を促進した。

今後の方向性（続）

- 自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては我が国及び国際社会の平和と安定に貢献すべく、「攻撃者に対するコストの賦課」、「法の支配の推進」、「能力構築支援の実施」、そして、これらを効果的に進めるための「各種サイバー協議等の活用」に整理される様々な外交的取組を進めていく。
- サイバー脅威への対抗に資する情報収集・コミュニケーションを強化するため、引き続き、のべ10か国・機関以上との間で行っているサイバー協議、G7や日米豪印、CRI等における議論に積極的に貢献し、政策、信頼醸成を促進する。

我が国の経済安全保障の確保

- 我が国は、日米経済政策協議委員会（経済版「2+2」）を始めとする二国間の取組に加え、G7、日米豪印、日米韓などを活用し、同盟国・同志国等との間での共通認識の醸成や政策面での協調を行うなど、協力の拡大・深化を図った。
- G7広島サミットでは、初めてサミットの議題として経済安全保障を取り上げるとともに、経済安全保障に関する包括的かつ具体的なメッセージを初めて独立の首脳声明として発出した。
- 同声明では、G7として、（1）サプライチェーンや基幹インフラの強靱化、（2）非市場的政策及び慣行や経済的威圧への対応の強化（「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」の立上げを含む）、（3）重要・新興技術の適切な管理を含め、結束して対応していくことを確認した。[（詳細）](#)

- 技術革新や国際情勢の変化により安全保障の裾野が経済分野へと急速に拡大する中、同盟国・同志国等との緊密な連携を通じて、経済成長と安全保障の双方を確保していく。
- 今後の情勢の変化を見据えた更なる課題について不断に検討を進めつつ、同盟国・同志国等との連携強化や新たな課題に対応する国際規範の形成などに積極的に取り組んでいく。

政府安全保障能力強化支援(OSA)による安全保障協力の推進（令和5年度追加）

- 同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備等を行う、新たな無償による資金協力の枠組み（OSA）を導入。
- 本支援枠組みの実施方針を含む基本文書を策定した。[（詳細）](#)
- 令和5年度には、外務省予算で20億円が計上され、4か国（フィリピン、バングラデシュ、マレーシア、フィジー）を対象として、警戒監視等の海洋安全保障分野の能力向上に資する機材の供与を決定し書簡の署名・交換を行った。[（詳細）](#)
- 同志国の安全保障能力・抑止力の強化を含む、法の支配に基づく、平和で安定かつ予見可能性が高い国際環境の創出に資する案件を実現した。

- 初年度に引き続き、当該国の状況やニーズ、我が国にとっての安全保障上の意義等を総合的に判断して、本支援の目的を達成するために真に有意義な候補案件を選定する。
- 供与が決定した案件に関して、着実な供与の実施を行うとともに、適切にモニタリングを行う。

評価結果

【二国間・多国間対話・会合】

- 二国間での会合や、日米豪印を含む多国間での取組を継続、更に推進し、インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産の安全を実現した。今後も、より望ましい安全保障環境を創出するために、引き続き取組を推進していく必要がある。

【海上交通の安全確保】

- ソマリア沖・アデン湾での海賊・海上武装強盗事案は、国際社会の取組により抑制されており、0～1件で推移。一方、2023年末以降、ソマリア沖の海賊活動が増加傾向にあり、引き続き取組が必要。アジア海域では、ReCAAPを中心とした取組の成果により、誘拐や暴行などを含む深刻な事案は2021年以降発生していない。一方、2021年は56件、2022年は58件、2023年は67件と、依然として軽微な事案が発生しており、引き続き取組が必要。（外交青書 p.201）（[詳細](#)）

【北極】

- 北極をめぐる情勢に関する情報収集し、我が国の政策発信及び知見の共有を行った、北極関係国や先住民団体から感謝が示され、北極コミュニティにおける我が国の信頼醸成に貢献した。また、建造中の我が国の北極域研究船を始め、科学協力分野における協力について国際社会の関心が示され、2026年の研究船の利用開始に向けて、国際社会との協力を拡大する必要があることが明らかになった。

【サイバー外交】

- 自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保するためのサイバー外交を推進し、国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障の確保に貢献した。

【経済安全保障】

- 日米をはじめとする二国間の取組に加え、G7、日米豪印、日米韓なども活用し、グローバル・サウスの国々も含め、同盟国・同志国との緊密な協力を進めることで、我が国の経済安全保障の維持・強化に努めた。

【OSA】

- OSAの設立初年度となる令和5年度には基本文書の策定・公表を行い、事前調査等の結果を踏まえて4か国へのOSAによる支援を決定し、書簡の署名・交換を完了したこと等により、案件の形成や実施、モニタリングを行う上で重要となる制度の基礎を固めることができた。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

【二国間・多国間対話・会合】

- インド太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命と財産を守る。

【海上交通の安全確保】

- ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における海賊等事案への対策を通じ、同海域における法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序を維持・強化し、海上交通の安全を確保する。

【北極】

- 二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、気候変動を含む地球環境の変化、資源開発をめぐる経済環境の変化、安全保障の環境変化により国際的な関心が一層高まっている北極をめぐる課題への対応において、我が国の知見を生かした国際協力を推進し、また、我が国が主要プレイヤーの一つであるという国際社会の認識を高めることを通じて、北極をめぐる国際秩序形成への貢献を拡大する。

【サイバー外交】

- 二国間、地域及び多国間の枠組みを通じて国際連携を強化し、サイバー空間におけるルール／規範の形成・深化の推進、サイバー攻撃抑止のための取組、能力構築支援等に整理される様々な外交的取組を進め、自由、公正かつ安全なサイバー空間を創出し、ひいては国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障を実現する。

【経済安全保障】

- 近年、安全保障の裾野が経済、重要・新興技術分野に急速に拡大しており、我が国の経済安全保障を着実に強化していくためには、米国・欧州を始めとする自由、民主主義や市場経済等の基本的価値観を共有する同盟国・同志国とも戦略的に連携していく必要があることから、同盟国や同志国等との緊密な連携の下、経済安全保障分野においても、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の構築に主体的に取り組んでいく。

【OSA】

- 我が国との安全保障協力関係の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際的な平和と安全の維持・強化に寄与する観点から有意義な政府安全保障能力強化支援（OSA）の案件を形成・実施する。
- 初年度に締結された案件の実施及びモニタリングを着実にを行うとともに、2年目以降の案件の形成・実施を着実に進める。